

## 社福減免の対象の方へ

『社会福祉法人等による利用者負担軽減制度』適用者への医療費軽減のご案内

### 『社会福祉法人等による利用者負担軽減制度』とは・・・

低所得で特に経済的に困りの方が、社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームへの入所、ショートステイやデイケアなどの介護サービスを利用する場合、これらの介護サービス利用料を軽減する制度です。

※対象者になる基準が定められています。

※相談窓口は、居住地の市・区町村の介護保険課です。

### 『社会福祉法人等による利用者負担軽減制度』適用者への医療費軽減

『社会福祉法人等による利用者負担軽減制度』の適用証をお持ちの方は、中津病院での医療費を軽減する制度(無料低額診療事)の対象です。

※必要書類の提出をお願いします。

詳細は、医療ソーシャルワーカーより面接時に説明します。

### 医療費軽減(無料低額診療事業の適用)の対象者

『社会福祉法人等による利用者負担軽減制度』の適用証をお持ちで

- 中津病院に入院または通院している方
- 地域の先生からの紹介で、これから中津病院に入院や通院の予定がある方